

鳥取市補助金カルテ

NO.	246	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	林業後継者育成事業補助金				
概要	林業研究グループが実施する林業等に関する学習会や、森林資源、林業経営等の調査研究に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	林業後継者の育成・確保に必要な経費の補助により、その資質を向上させ、また、林業経営に対する意欲を高めることで、本市林業の振興につなげる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	地域学習活動事業費補助金					
R 8 予算	240千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	対象経費 360千円×2/3			R 7 (見込)	1	240
				R 6	1	132
				R 5	1	240
				R 4	1	185
補助率・補助額		3分の2		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市林業振興協議会
交付要件	地域学習・調査研究活動事業
対象経費	賃金、謝金、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 間接補助金であり、補助率を県1/3、市1/3としているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。要綱上は補助対象経費に賃金が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	247	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市女性の森グループ活動支援事業補助金				
概要	鳥取市女性の森グループが実施する森林保護・育成活動や森林についての学習活動等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	女性が林業に関わる又は林業について習得する機会をつくる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	「女性の森グループ」活動支援補助金					
R8予算	80千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	定額80千円			R7 (見込)	1	80
				R6	1	100
				R5	1	100
				R4	1	100
補助率・補助額	10分の10			上限額	80千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市女性の森グループ
交付要件	鳥取市女性の森グループが実施する森林の保護・育成活動、森林についての学習活動等
対象経費	賃金、謝金、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借量、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書により、証拠書類を確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 上限額80千円。
公益性	-
公平性	4-1 補助上限額を設定しており、同額交付が複数年続いているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。要綱上は補助対象経費に賃金が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	248	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市森林整備担い手育成総合対策事業補助金				
概要	林業事業者が雇用する林業労働者の社会保険料等の事業者負担に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	健全な森林整備に向け、林業従事者の増加を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	林業労働者雇用条件改善事業費					
R8予算	8,097千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象経費 16,192千円×1/2			R7 (見込)	9	5,701
				R6	9	5,602
				R5	9	5,906
				R4	7	4,704
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	林業事業体
交付要件	林業労働者を雇用している林業事業体
対象経費	林業労働者（鳥取市に住所を有する者に限る）に係る健康保険、介護保険及び厚生年金の事業主負担に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 林業従事者の増加につながり、かつ林業事業体においても健全な森林整備を行うことができる。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている

鳥取市補助金カルテ

NO.	249	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市林業新規就業者支援対策事業補助金				
概要	林業作業士研修1年目の研修生を雇用する林業事業体に対し、機械用具等の購入や研修等に使用する資材にかかる経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	林業従事者の増加につながる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	林業新規就業者支援対策事業費					
R8予算	600千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・研修準備費 220千円-100千円×2/3×5名（上限一人あたり15万円） ・資材費 80千円-50千円×2/3×5名（上限一人あたり7万円） ・安全向上対策費 110千円-80千円×2/3×5名（上限一人あたり10万円）			R7 (見込)	1	262
				R6	2	279
				R5	2	534
				R4	1	189
				補助率・補助額	3分の2	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	林業事業体
交付要件	林業事業体に雇用されて「緑の雇用」事業の適用を受けた林業作業士
対象経費	研修準備費、資材費、安全向上対策費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助目的に沿った一人当たりの上限額の定めがあるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	250	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市造林事業補助金				
概要	林業事業体等が実施する間伐、造林、竹林の林種転換等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	適正な森林造成を計画的かつ効果的に促進するために必要な補助金を交付し、本市林業の振興につなげる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	造林事業費					
R8予算	63,485千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・間伐・竹林林種転換・クヌギ等造林 一式 50,193千円 ・シカ進入防護柵設置 13,292千円			R7 (見込)	9	59,744
				R6	7	24,099
				R5	7	29,832
				R4	9	27,315
補助率・補助額	17%、5%、9%、1%			上限額	設定なし	
特定財源	その他（地方債）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林組合、森林所有者、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者
交付要件	・間伐率20%以上を対象 ・クヌギ、コナラ、竹林林種転換, センダン、カラマツ、コウヨウゼン等造林 ・鳥獣害防止施設等整備事業(シカ等による食害を防止する施設の設置)
対象経費	一般造林に係る経費、シカ被害防止のための施設設置に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	事業完了後、県補助の検査調書等で確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	251	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市竹林整備事業費補助金				
概要	放置されている竹林について、竹林の拡大防止等を目的に竹林の伐採、伐採竹の搬出等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	住民等からの要望により伐採してほしい竹林の整備事業を補助することで、景観竹林等につなげる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	豊かな森づくり推進事業費					
R8予算	29,802千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	事業費33,112千円×90%=29,802千円（搬出に限り県補助10/10）			R7 (見込)	7	19,474
				R6	14	20,343
				R5	9	17,915
				R4	9	17,743
補助率・補助額	9/10又は数量×単価			上限額	設定なし	
特定財源	県費, その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	林業事業体、森林組合等
交付要件	竹林整備事業第7条に基づく協定を締結した県内に本店又は事業所を有する者
対象経費	竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出)に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認。現地での要件等確認検査。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-6 間接補助金であり、県8/10、市1/10（搬出に限り県補助10/10）としているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	放置竹林対策として県事業を活用して実施している。

鳥取市補助金カルテ

NO.	252	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市森林整備地域活動支援交付金				
概要	森林所有者等による森林経営計画の作成や施業の集約化等の地域活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	事業者の森林経営計画に係る各事業の助成を行うことで、国土の保全等に必要な地域活動を確保する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	森林整備地域活動支援交付金交付事業費					
R8予算	6,360千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	共同計画等（単価12,000円/ha）×面積（530ha）=6,360,000円			R7 (見込)	2	3,520
				R6	2	3,440
				R5	2	3,600
				R4	2	2,861
補助率・補助額	定額（ha単価）			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林所有者等
交付要件	交付対象事業を行う森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7に規定する森林所有者等
対象経費	森林経営計画作成促進の地域活動等に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書及び実施確認ができるものなどで確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 間接補助金であり、国1/2、県1/4 市1/4としているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	253	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	大規模林道整備事業補助金				
概要	林道開設事業等で事業費の一部受益者負担に伴い、受益者が借入れた林道資金の元利償還金及び負担金を助成。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R8年度末で廃止		
効果目標	令和8年度まで、償還計画に示す額を補助することで林家負担を軽減し、本市の林業振興に資する				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	大規模林道整備事業補助金					
R 8 予算	347千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	要綱第5条（補助金の算定額）で定める別表第2「補助金内訳表」で掲げる各年度の金額 R8年度分 346,324円			R 7 (見込)	1	826
				R 6	1	2,106
				R 5	1	3,254
				R 4	1	4,181
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	大規模林道用瀬・三朝区間 受益者組合
交付要件	補助対象事業を実施した受益者
対象経費	林道資金の償還金(元利、手数料、消費税等)
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 要綱第5条において、補助する賦課金償還額の上限額を別表第2「補助金内訳表」の各年度の金額として定めているため
公益性	-
公平性	4-2 大規模林道用瀬・三朝区間受益者組合規約第2条より事務所は、組合長所在市町の担当課内におくと定められているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	254	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市作業路網整備事業費補助金				
概要	森林所有者等が実施する林業専用道や森林作業道の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	森林作業等及び林業専用道の開設に係る経費を補助することにより、森林所有者の労働負荷や搬出コストを低減させ、森づくりの促進につなげる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	森づくり作業道整備事業費					
R 8 予算	15,537千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・ 林業作業道 117,427千円×17%（普通林・保安林）＝19,962千円 ・ 林業専用道 2,233千円（補助算出額又は上限額のいずれか低い額） 査定 70%			R 7 (見込)	7	16,114
				R 6	6	14,948
				R 5	6	12,023
				R 4	6	11,415
補助率・補助額		100分の17		上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林組合、森林所有者、鳥取式作業道開設士、森林施業計画の認定を受けた者				
交付要件	・森林整備の採択要件が確保され、開設後2ヵ年以内に計画された森林整備を実施すること ・概ね1ヘクタール以上の間伐等の施業				
対象経費	作業道及び林業専用道の開設に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業完了後、県補助の検査調書を添付していることを確認したうえで、嵩上げ補助。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-3 県補助の検査調書により確認している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	255	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	林産物振興対策事業補助金				
概要	椎茸生産者等が行う生産振興や販売促進の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H19	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	椎茸の種菌の購入量の増加				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費															
歳出事業名	林産物振興対策事業費																			
R8予算	350千円																			
R8予算 積算根拠	・椎茸種菌の購入経費 新規生産者4分の1以内、既存生産者5分の1以内 ・販売促進に要する経費 3分の1以内				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 (見込)</td> <td>1</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R7 (見込)	1	200	R6	1	300	R5	1	81	R4	1	107
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R7 (見込)	1	200																		
R6	1	300																		
R5	1	81																		
R4	1	107																		
補助率・補助額	4分の1、5分の1、3分の1				上限額	設定なし														
特定財源	なし（一般財源のみ）																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	しいたけ生産者、JA鳥取いなば、新規生産者、（一財）きのこセンター
交付要件	・営農集団 ・新規生産者 ・既存生産者
対象経費	椎茸の種菌の購入に要する経費、椎茸の出荷、販売、広報等の販売促進に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	事業完了後、県補助の検査調書を添付していることを確認したうえで、嵩上げ補助。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	256	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	水産資源維持増殖事業費補助金				
概要	千代川漁業協同組合、湖山池漁業協同組合が実施する内水面漁業における水産資源増殖事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	内水面水産資源の維持増殖等を目的としたやまめの放流事業等に対し助成し、千代川・湖山池流域の地域振興やレクリエーション機会を増大させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	水産資源維持増殖事業費					
R8予算	800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・千代川溪流魚等 600千円×2/3 ・湖山池 600千円×2/3			R7 (見込)	2	800
				R6	2	800
				R5	2	800
				R4	2	800
補助率・補助額	3分の2			上限額	400千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	湖山池漁業協同組合、千代川漁業協同組合
交付要件	湖山池漁業協同組合が行う湖山池漁業振興対策事業、千代川漁業協同組合が行う千代川漁業振興対策事業
対象経費	購入経費、委託料等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～7 補助対象事業が漁業振興対策事業に限定されているため。2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 補助対象経費の上限を超えており同額交付となっているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	257	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取かにフェスタ開催事業費補助金				
概要	鳥取かにフェスタ実行委員会が実施する「鳥取かにフェスタ」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	松葉がにをPRするイベントに助成することで、松葉がにの産地としての鳥取市を情報発信し、併せて地元水産業の振興に繋げるとともに、市内外の交流人口を増加させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	鳥取かにフェスタ開催事業費補助金					
R8予算	600千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	補助対象経費3,570千円 × 1/3以内(補助率) = 1,190千円以内 ÷ 予算額600,000円			R7 (見込)	1	600
				R6	1	600
				R5	1	600
				R4	1	600
補助率・補助額	3分の1以内			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取かにフェスタ実行委員会
交付要件	鳥取かにフェスタ実行委員会
対象経費	鳥取かにフェスタを開催する事業に要する経費（資材作成費、広告料、消耗品及び資材等の購入費、委託料、借上料等）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-1 補助金の額は予算の範囲により同額交付となっているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	258	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金				
概要	沖合底びき網漁業者に対し、漁船リース料の付加料部分を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	漁船のリース料の付加料部分を補助することで、本市の漁獲高の大半を占める沖合底びき網漁業を維持する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	沖合底びき網漁業生産体制存続事業費					
R8予算	2,225千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・県補助分 月額237千円×5月=1,185千円 ・市補助分 月額208千円×5月=1,040千円			R7 (見込)	1	5,340
				R6	1	5,339
				R5	1	5,339
				R4	1	5,339
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合
交付要件	国の実施要領別表の1の2に規定する担い手代船取得リース事業を行う場合の漁業協同組合
対象経費	付加料部分（固定資産税、登録免許税、支払利息、保証料、漁協事務費、漁船保険料）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ国庫補助金手続きの写しや補助対象経費の支払等が確認できる資料を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 間接補助であり、市は漁船リース契約に記載されている付加料部分から国庫助成額を差し引いた額を助成している。なお、補助の制度設計は県が定めており、それに基づいて、市に対し県費の交付内示額が示される。
公益性	-
公平性	4-1 沖合底びき網漁業の漁船リース契約書のうち、付加料部分を支援しており、交付額は一定の額となる。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	259	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市栽培漁業推進事業費補助金				
概要	漁業協同組合が行う種苗放流（アワビ、サザエ、キジハタ）やイワガキ増殖礁の岩盤清掃に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H2	終期	R8年度末で廃止		
効果目標	漁場再生、漁業振興及び農村の活性化のため、稚貝放流等の経費を助成し漁獲量の増加に繋げる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	栽培漁業推進支援事業費					
R8予算	1,206千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	放流用種苗購入費支援 ・アワビ：対象経費 1,481千円 × 5/12 ・サザエ：対象経費889千円 × 1/2 ・キジハタ：対象経費11,154千円 × 1/8			R7 (見込)	1	1,213
				R6	1	1,202
				R5	1	1,121
				R4	1	1,109
				補助率・補助額	8分の1から2分の1	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合
交付要件	漁業協同組合
対象経費	放流用種苗購入費、イワガキ増殖礁の清掃等に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収証等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	260	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁業研修事業費補助金				
概要	漁業協同組合等が行う、新規漁業就業希望者に対する漁業技術や経営方法等を修得するための研修に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H28	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	漁業技術や経営方法等取得のために行う研修に必要な費用を助成し、新規就業者の円滑な確保及び雇用機会の創出に繋げる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁業研修事業費					
R 8 予算	7,778千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・雇用型研修（漁船員等雇用研修） 3,264千円 ・独立型研修 4,514千円			R 7 (見込)	3	8,053
				R 6	3	3,754
				R 5	7	9,972
				R 4	9	16,974
補助率・補助額	2分の1から10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合				
交付要件	・雇用型研修（漁船員等雇用研修） 漁業協同組合、漁業者が任意に設立している漁業組合、漁協又は漁業組合に所属する漁業経営体等 ・独立型研修 漁業協同組合				
対象経費	指導経費、研修手当、船員手帳作成費、赴任旅費、移住定住準備費、住居手当・通勤手当、研修用具費、技術習得費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ補助対象経費の支払が確認できる資料を添付させ、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 県と連携して支援しており、経費区分に応じて市分の補助率は1/2、県分の補助率は2/3から10分の10となっている。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えており、補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	261	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金				
概要	漁獲共済の掛金に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	漁獲共済の掛金を助成することで、漁業者の経費負担を軽減するとともに、水揚げ減少による漁業経営の悪化を緩和する漁獲共済の加入を促進させ、漁業経営体数を維持する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁獲共済掛金軽減事業費					
R8予算	1,545千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・国庫補助の対象 自己負担額×10%=538千円 ・国庫補助の対象外 自己負担額×20%=1,007千円 ※自己負担額(契約者負担)=共済掛金-国庫補助-国庫追加-財団補助			R7 (見込)	49	1,264
				R6	47	1,259
				R5	47	1,078
				R4	48	1,111
補助率・補助額	10分の1から10分の2			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	全国合同漁業共済組合鳥取県事務所
交付要件	全国合同漁業共済鳥取県事務所が行う漁獲共済の掛金を軽減する事業。
対象経費	共済掛金
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ共済内容概要が確認できる資料(変更内容確認リスト等)を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 共済内容の概要資料(変更内容確認リスト等)で確認している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	262	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市水産物魅力発信事業費補助金				
概要	賀露白いか祭り実行委員会が実施する「賀露白いか祭り」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	白いかをPRするイベントに助成することで、農村地域の活性化を促進させ、本市水産業の振興に繋げるとともに、市内外の交流人口を増加させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	水産物魅力発信応援事業費					
R8予算	600千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	補助対象経費1,312千円 × 補助率(1/2) = 656千円 ÷ 補助 限度額600,000円			R7 (見込)	1	600
				R6	1	600
				R5	1	600
				R4	1	600
補助率・補助額	2分の1			上限額	600千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	賀露白いか祭り実行委員会
交付要件	賀露白いか祭り実行委員会
対象経費	打合せ等に要する経費、PR資材作成費、広告料、消耗品及び資材等の購入費、各種イベント開催に係る経費、委託料、借上料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-1 補助金額は上限額により同額交付となっているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	263	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁業近代化資金利子補給金				
概要	漁業近代化資金を漁業者等に行った融資機関に対し、利子相当額を補助し漁業者等の負担軽減を図る。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	漁船・漁具等購入に伴う貸付金利子の一部を助成することで、漁業者の経営健全化に繋げる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁業近代化資金利子補給金					
R8予算	20千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	融資平均残高3,549千円×利子補給率0.55			R7 (見込)	1	23
				R6	1	23
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	2分の1以内			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	漁業近代化資金利子補給金
交付要件	漁業近代化資金融通法第2条第2項に規定する融資機関
対象経費	利子補給金
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ補助経過・成果が確認できる資料を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	264	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市危険木伐採等事業補助金				
概要	倒木による集落の孤立や停電、通信障害等の発生を未然に防ぐため、事前伐採等が必要とされた危険木を森林所有者等が伐採、除去、処分する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取県、市町村、施設管理者等の関係機関で構成する倒木被害防災・減災対策連絡会の減災対策方針				
創設年度	R5	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	倒伏等により孤立集落発生など住民生活へ大きな影響を及ぼす恐れのある樹木を伐採できている。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費		
歳出事業名	危険木等事前伐採推進事業費						
R 8 予算	6,723千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	佐治町エリア1（佐治町余戸）（10/10）4,217,400円 佐治町エリア2（佐治町尾際）（10/10）2,000,000円				R 7 (見込)	1	2,754
					R 6	3	3,723
					R 5	1	450
					R 4	0	450
					補助率・補助額	10分の10	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	危険木を所有する者等
交付要件	鳥取市自治連合会に加入している住民組織の代表者、危険木を所有する者
対象経費	危険木等の伐採、撤去又は処分を業者等に委託する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 孤立集落を未然に防ぐ目的のため、適正な森林管理による危険木等の事前伐採を早急に実施する必要がある、費用面が原因で事前伐採等の実施を見送ることがないよう配慮するため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	265	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	淡水魚放流事業費補助金				
概要	千代川漁業協同組合が実施する内水面漁業における稚鮎放流事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	内水面水産資源の維持増殖等を目的とした鮎の放流事業に対し助成し、千代川流域の地域振興やレクリエーション機会を増大させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	水産資源維持増殖事業費					
R 8 予算	5,400千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・淡水魚放流事業（千代川鮎） 8,100千円×2/3			R 7 (見込)	1	5,400
				R 6	1	10,900
				R 5	1	10,830
				R 4	1	10,810
補助率・補助額	3分の2			上限額	5,400千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	千代川漁業協同組合
交付要件	千代川漁業協同組合が行う淡水魚放流事業
対象経費	放流魚購入費、放流費（トラック輸送費等）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5~7 水産資源維持に必要な当該稚鮎放流事業を事業者が継続するにあたり必要な補助であるため。2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2を超えている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	266	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市きのこ王国とっとり推進事業				
概要	原木安定供給、栽培環境整備、安全労働確保、新規生産者施設整備、クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）のための経費支援				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R元	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	林産物生産者の取組に係る経費を補助することにより、きのこ王国とットりの実現を推進する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	きのこ王国とっとり推進事業費補助金					
R8予算	716千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・安全労働確保支援 90千円×1/2=45千円 ・栽培環境整備支援 303千円×1/3= 101千円 ・新規生産者施設整備支援 1,710千円= 570千円			R7 (見込)	2	1,070
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	1	17
補助率・補助額	2分の1、3分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	生産者等
交付要件	生産者、農協支部生産部、地区生産部、農業協同組合
対象経費	施設整備、労働安全確保を図るために要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	267	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁業経営開始円滑化事業費補助金				
概要	漁業就業時に必要な漁船等の初期投資に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	漁業就業時に必要な漁船・漁具等の導入に関する初期投資に対して助成することで、円滑な経営を支援し漁業の新規就労者を確保する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁業経営開始円滑化事業費					
R8予算	291千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・漁具 436千円 × 2/3			R7 (見込)	2	14,864
				R6	1	18,668
				R5	4	31,094
				R4	2	22,000
補助率・補助額	3分の2			上限額	23,333千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合
交付要件	次の要件をすべて満たす者 ①新規漁業就業者 ②漁業経営開始時点の年齢が18歳以上65歳未満の者 ③1年間に90日以上操業する漁業の専業経営を計画し、その年間の営漁計画が健全で、これの達成が確実であると見込まれる者 ④親等の経営基盤の承継を受けない者又は、親族等の経営規模を拡大し、漁業経営を開始する者
対象経費	漁船、漁労用機器、漁具
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助率が2/3の間接補助事業であり、鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金要綱により県・市の負担割合が定められている（補助対象経費に対し市1/6、県1/2）。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	268	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	健全な山の育成事業費補助金				
概要	市内の森林においてスギ及びヒノキの間伐を実施し、間伐材を出荷または販売に要する経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	間伐材の搬出・販売に係る経費を補助することで、健全な森林の育成、木材資源の有効利用の促進につなげる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	健全な山の育成事業費					
R 8 予算	18,495千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	間伐材搬出量 36,990平米×500円			R 7 (見込)	7	15,074
				R 6	12	23,473
				R 5	11	17,038
				R 4	9	16,643
補助率・補助額	1平米あたり500円			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者
交付要件	・樹種：スギ、ヒノキ ・出荷販売先：県内原木市場、木材の保管施設、製材加工施設
対象経費	鳥取市内の森林において間伐を実施、かつスギ、ヒノキの間伐材を出荷又は販売に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の出荷販売伝票により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～7 間伐材搬出量1平米あたり県2,400円、市500円で分担して定額補助しているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	269	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市木材利用促進事業費補助金				
概要	本市において地域材を用いた非住宅建築物の木造化及び内外装木質化に取り組む者に経費を補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R7	終期	R9年度末で廃止		
効果目標	民間による地域材を用いた非住宅建築物の木造化及び内外装木質化に係る事業を補助することで、地域材の利用を促進させる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費
歳出事業名	木材利用促進事業費補助金				
R8予算	5,000千円				
R8予算 積算根拠	1,000千円 × 5事業者				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	1	100	
		R6	0	0	
		R5	0	0	
		R4	0	0	
補助率・補助額	4万円/立方メートルまたは1/3				
上限額	1,000千円				
特定財源					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	木造化・内外装木質化等を行う者（建築主、設計者、施工者）
交付要件	地域材を使用する非住宅の新築、非住宅木造建築の内外装木質化等 （１）木造化 補助単価：4万円/立法メートル（地域材の直交集成板（CLT）は、3万円/立法メートルを加算） 補助上限：100万円/件（地域材の直交集成板（CLT）は、最大75万円までを加算し、合計175万円/件） （２）内外装木質化等 補助率：1/3 補助上限：66.6万円/件（木育スペースを設置する場合 補助率
対象経費	地域材の材料代に係る経費、内外装木質化等に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	鳥取県産材産地証明書の写し

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-1 団体運営補助ではない。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	270	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市港へGO！漁業で浜のにぎわい創出事業費補助金				
概要	漁港施設を活用した、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を支援し、新たな地域のにぎわいを創出する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R7	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	地域の活性化を目的に、地魚の魅力発信や地域内外者の交流の機会をつくる。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費					
R 8 予算	1,800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	補助対象経費2,700千円 × 2/3以内(補助率) = 1,800千円			R 7 (見込)	1	1,500
				R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	3分の2			上限額	3,333千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	漁協、漁業者グループ、民間企業等				
交付要件	・先進地視察や勉強会の開催、海行コンテンツの創出、人材育成や連携・情報発信、海業支援施設整備のいずれかを行うこと ・国補助事業の採択基準を満たす事業は対象外 ・漁協、漁業者グループ、漁協女性部が事業実施する場合は、浜の活力再生プランに記載されている事業に限る				
対象経費	海業コンテンツの創出・ブラッシュアップ等の経費（旅費、報償費、委託料、需用費、賃借料等）、海洋支援施設整備費（施設整備費、改修費）				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助率が2/3の間接補助事業であり、鳥取県港へG0！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金要綱により県・市の負担割合が定められている（補助対象経費に対し市1/3、県1/3）。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	271	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金				
概要	林業事業体等が実施するシカ防護柵の点検、維持管理、撤去及び廃棄に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R4	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	造林地におけるシカ被害対策に必要な補助金を交付することで、森林管理者等の負担を軽減し、本市林業の振興につなげる。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	造林事業費					
R 8 予算	6, 265千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	○シカ被害対策省力化支援：6, 252千円(1kmあたり1万5千円) ○シカ防護柵撤去・廃棄：13千円(1kmあたり25万円)			R 7 (見込)	1	4, 300
				R 6	1	3, 872
				R 5	1	2, 686
				R 4	1	1, 068
補助率・補助額	1万5千円/km、25万円/km			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林組合等の森林経営の受託者
交付要件	○点検・維持管理：国庫補助事業の対象とならない取組みであること。健全な森林の造成及び保全を目的として、国庫補助事業により設置したシカ防護柵であること。シカ防護柵により保護する植栽木の林齢は2齢級以下であること。点検・維持管理の省力化に取り組むものであること。○撤去・廃棄：1施行地の事業量が計0.01km以上であること。健全な森林の造成及び保全を目的として、国庫補助事業により設置したシカ防護柵であること。全損したシカ防護柵であること。
対象経費	○点検・維持管理：シカ防護柵の点検・維持管理に要する経費。○撤去・廃棄：林管理者の責によらない原因により利用不可能となったシカ防護柵の撤去、廃棄に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告の際、施行状況写真等の実施確認ができる資料を添付させている

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 間接補助金であり、施業延長に応じて県2/3、市1/3で定額補助することとしているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-